

上越市通学路安全対策プログラム

平成26年10月

上越市教育委員会

1. 策定の背景

平成 24 年 4 月以降、全国で登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する痛ましい事故が相次いだことを受け、国土交通省・警察庁・文部科学省の 3 省庁が連携し、緊急合同点検を実施し、対策を講じるなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を強化していくこととなりました。

当市においても、小学校及び中学校から対策要望があった箇所について、道路管理者や警察など関係機関と連携し、合同で現地点検を実施し、様々な視点で対策を講じているところです。

引き続き、関係機関と連携し、一体となって通学路の安全確保に向けた取組を進めていくため、このたび、必要な事項を定めた「上越市通学路安全対策プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、児童並びに生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保に努めていきます。

2. 取組の方針

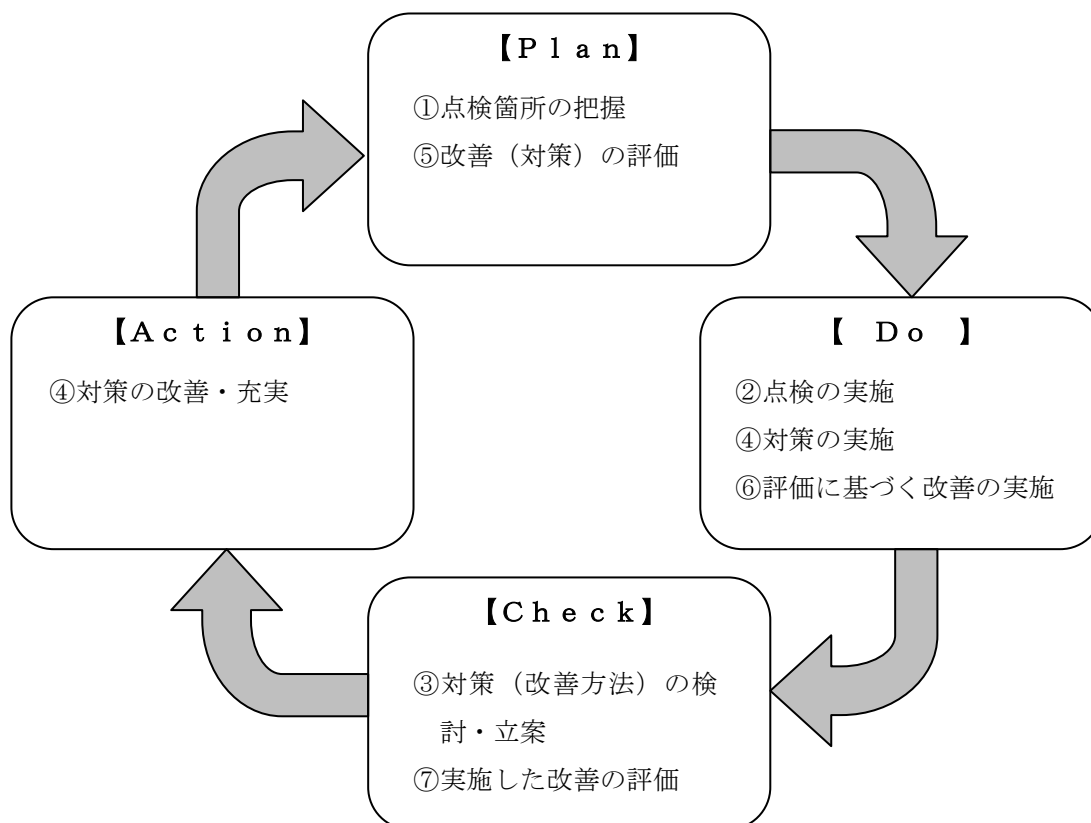
(1) 基本の方針

安全な通学路確保のため、関係機関が合同で危険箇所を点検し、状況を把握するとともに、対策を検討・実施することにより、児童生徒が安全で安心に通学できる環境を目指します。

(2) 通学路の安全確保に向けた取組

点検箇所の把握、点検の実施、対策方法の検討・立案、対策の実施、評価・検証を確実に行うため、計画・実施・評価・改善による PDCA サイクルに基づき、安全な通学路の確保に取り組んでいくこととします。

《通学路安全確保に向けた PDCA サイクル》



3. 通学路の安全推進体制

(1) 推進体制と役割

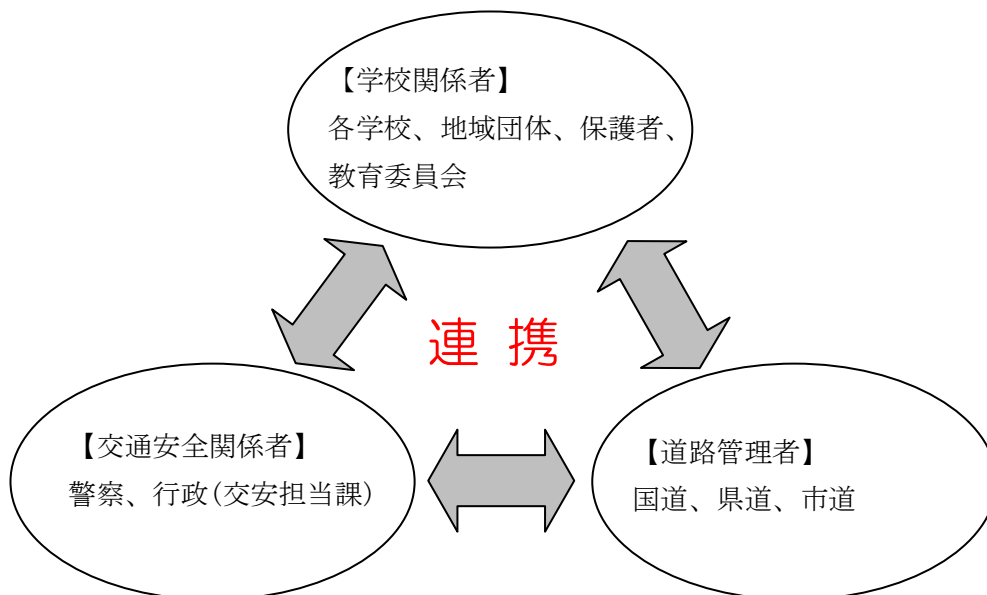
児童・生徒が安全に通学できるよう、関係機関それぞれが主体的に取り組みます。

- ・ **各学校**は、より安全な通学路を指定した上で、危険箇所の把握に努め、安全教育や登下校の安全指導を徹底し、保護者や地域と連携して安全確保に取り組むとともに、教育委員会に要改善箇所を報告します。
- ・ **地域団体、保護者**などは、通学路の危険箇所の把握、街頭指導、パトロールなどの校外指導、家庭における安全教育に取り組むとともに、各学校へ改善を要望します。
- ・ **教育委員会**は、学校が指定する通学路に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、通学路の改善に向けた優先度に関する指導・助言、安全確保に向けた関係機関への要請・調整に取り組みます。
- ・ **道路管理者**は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路について安全に通学できるように、関係機関と協力して改善に努めます。
- ・ **警察署**は、児童・生徒の安全安心な登下校のため、交通規制、交通安全指導、取り締まりなどに取り組みます。
- ・ **市交通安全担当課**は、道路の交通安全施設整備、交通安全指導、防犯などの取組から、児童・生徒の安全確保対策に取り組みます。

(2) 体制の連携

通学路の安全を確保するため、関係機関が連携して対策に取り組みます。

《関係機関の連携イメージ》



4. 点検の実施

(1) 点検・改善箇所の把握

- ・各学校は、通学路を定期的を確認するとともに、児童や生徒及び保護者や地域住民からの意見等を踏まえ、事故などの危険が高く改善が必要と考えられる箇所を把握し、教育委員会に報告します。
- ・教育委員会は、学校からの報告をもとに改善の必要性・緊急性を考慮し、点検が必要な箇所を決定します。

(2) 点検の実施

①実施体制

点検は、学校ごとに次のメンバーで連携し、合同で実施します。

【学校関係者】

各学校、地域団体(学校運営協議会など)、保護者、上越市教育委員会(学校教育課)

【道路管理者】

国土交通省高田河川国道事務所、新潟県上越地域振興局、上越市(道路課、総合事務所)

【交通安全関係者】

上越警察署、妙高警察署、上越市(防災危機管理課、総合事務所)

②実施時期

点検は、毎年7月から8月にかけて実施します。

なお、冬期の危険箇所(積雪等によって生じる危険箇所等)は、必要に応じて随時実施します。

③点検内容

メンバーは、点検箇所の状況を確認するとともに、それぞれの立場から、想定される危険や対策の必要性・緊急性等を把握し、危険を解消する最も望ましい対策をはじめ、速やかな実施が可能な対策や危険緩和につながる対策などを現地で検討します。



【平成 25 年度合同点検実施状況】

5. 対策の検討

(1) 対策方法の検討

- ・合同点検を実施したメンバーは、それぞれの立場で対策方法を検討します。

(2) 検討会の開催

①検討会の体制

次のメンバーで検討会を開催し、対策方法を検討します。

【学校関係者】

上越市教育委員会(学校教育課)

【道路管理者】

国土交通省高田河川国道事務所、新潟県上越地域振興局、上越市(道路課)

【交通安全関係者】

上越市警察署、妙高警察署、上越市(防災危機管理課)

②検討内容

合同点検で明らかになった対策必要箇所について、各管理者で事前に検討した対策内容を確認し、共有するとともに、より効果的で、かつ安全な通学路の確保が図れるか検討を加えます。

なお、対策必要箇所については、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策及び交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など具体的な対策メニューを検討します。

(3) 対策内容のフィードバック及び検討

- ・教育委員会は、対策検討会で検討された内容を各学校にフィードバックします。

6. 対策の実施

- ・対策を実施する機関は、検討結果を踏まえ、必要な予算を確保するように努めます。
- ・対策を速やかに実施できるよう努めます。

なお、対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、各機関が連携を図るものとします。



【転落防止柵設置】



【路面標示設置】

7. 対策の評価・検証

(1) 対策実施状況の把握

- ・教育委員会は、対策実施後の状況を把握し、検討会で報告します。

(2) 効果の評価・検証

- ・教育委員会は、各学校の協力のもと、児童や生徒及び保護者や地域住民等へ「児童・生徒等が安全に通学できるようになったと感じているか」のようなアンケートを実施するなど、様々な手法により対策効果を評価し、検証します。

8. 対策の改善・充実

- ・検討会メンバーは、対策実施後も定期的に確認するとともに、より安全な通学路の確保のため、維持・更新に努めることとします。

9. 対策必要箇所の公表

- ・教育委員会及び道路課は、各学校の点検結果や対策内容について、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

<箇所一覧表（例）>

●●小学校

番号	路線名	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	完了年度 (完了予定年度)
1	市道●●●線他	車の交通量が多いので、横断するときに危険	区画線補修	上越市	平成25年度
			横断歩道補修	上越警察署	平成25年度
2	県道●●線	自転車と歩行者が通る場所を明確にしてほしい。	歩道の歩き方指導	学校	平成24年度
3	市道●●線他	雁木脇の側溝に蓋がないため、転落の危険がある	側溝の整備	上越市	平成32年度以降(予定)

対策検討メンバー：上越警察署、妙高警察署、上越市（教育委員会、小学校、中学校、道路課）

10. 取組の流れと分担

・取組の流れとそれぞれの役割を次のとおりとします。

取組の流れ	時期	教育関係者		道路関係者	交安関係者
		学校 保護者 地域団体 (運営協議会等)	教育委員会	国土交通省 新潟県 上越市	上越警察署 妙高警察署 上越市
① 点検・改善箇所の把握					
・通学路の状況確認	随時	●	●	●	●
・改善箇所の把握・報告	5月	●			
・改善箇所取りまとめ ・点検箇所決定	6月		●	●	
② 点検の実施					
・合同点検の実施	7～8月	●	●	●	●
③ 対策方法の検討・立案					
・対策方法の個別検討 (集約：教育委員会)	8月		●	●	●
・検討会の開催 (対策方法の検討)	8月		●	●	●
・検討結果フィードバック	9月		●		
④ 対策の実施					
・対策の実施 (次年度以降も含める)	随時	●	●	●	●
⑤ 対策の検証・効果					
・実施状況の把握	対策実施後	●	●	●	●
・対策の評価・検証	対策実施後		●		
⑥ 対策の改善・充実					
・対策の改善、充実	対策実施後	●	●	●	●
⑦ その他					
・点検箇所・改善箇所等公表	3月		●	●	
・プログラムの見直し	随時		●	●	

11. その他

・教育委員会は、児童生徒がより安全で安心に通学できる環境を目指すため、必要に応じて関係機関の協議を行いながら、本プログラムの見直しをしていきます。

【 参 考 】

◆通学路の安全確保に関連する条例計画

①新潟県

- ・新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（第17条）
通学路における子どもの安全確保のための指針

②上越市

- ・上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例（第14条、第15条）
上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画
- ・上越市交通安全条例（第2条、第6条）
上越市交通安全計画